

学校法人会計について

■学校法人と学校法人会計基準について

《学校法人について》

学校法人とは、学校教育法および私立学校法の定めにより、私立学校の設置を目的に設立された法人です。

民間企業は営利を目的に事業を行います。学校法人は営利を目的とした事業にせず、建学の精神に基づいた教育と、教育研究活動を行い、その成果を社会的に還元することを目的としています。

《学校法人会計基準について》

私立学校の事業目的自体、極めて公共性が高いものであり、継続性や安定性が求められ、永続的な維持を可能にするための収支均衡を図ることが求められます。学校法人はその事業を行うにあたり、施設、設備、運営に必要な資産を有するために、自己資産の他に国や地方公共団体等から助成をうけて運営しております。そのような私立学校の特性を踏まえ、私学助成を受ける学校法人が適正な会計処理を行なうための統一的な会計処理基準として制定されたものが、学校法人会計基準です。

《企業会計と学校法人会計との違いについて》

企業会計は、その年度の経営活動を収益と費用を比較した損益計算書を作成し、経営実態を把握し、より高い利益を得ることを目的としますが、学校法人会計は極めて公共性が高いものであり、営利を目的としません。継続性や安定性が求められるため、収支均衡を図ることが求められています。

■計算書について

《計算書について》

学校法人が学校法人会計基準に基づき作成しなければならない財務諸表は次のとおりです。

（事業活動収支計算書）

事業活動収支計算書とは当該会計年度の事業活動収入及び事業活動支出の内容及び均衡の状態を明らかにするため行なうものです。

事業活動収入は、当該会計年度の帰属する学校法人の負債とならない収入と資産・借入返済・積立金などの資本的支出に充てる額を除いた支出を計上します。

（資金収支計算書）

資金収支計算書とは、当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。）の収入及び支出の顛末を明らかにするため、資金収支計算を行なうものです。

（貸借対照表）

貸借対照表は企業会計と同様に、年度末時点における資産の保有状態とその保有形態を示すものです。

資産は固定資産と流動資産に大別され、土地、建物等は固定資産に計上され、現預金等は流動資産に含まれています。

（財産目録）

財産目録は年度末における学校法人の財産と債務を記載した目録です。

★主な勘定科目の説明

・事業活動収支計算書・資金収支計算書の勘定科目

(収入の部)

＜学生生徒等納付金＞学生(保護者)から納められる入学金、授業料、教育充実費など

＜手数料＞入学検定料や在学証明書などの各種証明書など発行手数料となっています。

＜寄付金＞企業、卒業生等からの寄付金となっています。現金等の他、現物による寄付も含まれます。

＜補助金＞補助金とは国庫補助金(私立大学等経常費補助金)が主な補助金となっています。

＜付随事業・収益事業収入＞事業収入とは売店・購買等の収入となっています。

＜雑収入＞固定資産に含まれない物品の売却収入や学校法人に帰属する上記収入以外の収入をなっています。

資金収支のみー＜借入金等収入＞銀行等からの借入と学校債などとなっています。

資金収支のみー＜前受金収入＞翌年度の入学金や授業料等を言います。

資金収支のみー＜資金収入調整勘定＞当期中に収受すべき収入で未収入になったものや前期に前受金として計上した額を差し引くことにより資金の収入額を確定させるものとなっています。

事業活動のみー＜基本金組入額＞安定した学校運営や今後の発展を目的として確保しておくべき金額となっています。

(支出の部)

＜人件費＞専任教職員や非常勤講師、アルバイトなどの給与、各種手当、退職金などとなっています。

＜教育研究経費＞教育研究活動に必要なすべての諸経費となっています。消耗品や光熱水費、旅費交通費から減価償却費などです。

＜管理経費＞総務や人事、経理などの法人運営業務と教職員の福利厚生費や学生募集の経費などとなっています。

資金収支のみー＜借入金等返済支出＞借入金の元金返済分を言います。

資金収支のみー＜施設関係支出・設備関係支出＞土地、建物や教育研究用機器備品・図書の購入費用等を言います。

事業活動のみー＜資産処分差額＞資産の帳簿残高が当期資産の売却収入金額を超える場合の超過額を言い、除却損又は廃棄損も含まれます。

事業活動のみー＜徴収不能額＞徴収不能見込額を当年度の支出として計上したものとなっています。

・貸借対照表の勘定科目

(資産の部)

＜有形固定資産＞校舎や体育館、グラウンド、車、図書など

＜その他固定資産＞将来、校舎新築のための引当特定預金(目的のある預金)や退職金給与引当特定預金など

＜流動資産＞1年以内に現金化や費用化が可能な資産

(負債の部)

＜固定資産＞支払期限が1年以内に到来しないもの

＜流動資産＞支払期限が1年以内に到来するもの

＜基本金＞学校法人の機能を維持するために必要不可欠な資産を自己資金による基本金として確保することで、安定的かつ永続的に経営していくことを目指しています。

1号～4号基本金までの4種類あります。

1号：土地、建物、機器備品など

2号：将来計画の資金

3号：奨学金等の基金

4号：1ヵ月分の経常費